

## 長浜・米原観光情報ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長浜・米原観光情報ホームページ管理運営委員会がインターネット上に公開する長浜・米原観光情報公式サイトを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより新たな財源を確保し、もって長浜・米原観光情報ホームページ管理運営委員会の活動に充てることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 長浜・米原観光情報公式サイトとは長浜・米原観光情報ホームページ管理運営委員会（以下「委員会」という。）が管理するサイト（ホームページ）で、インターネット上の次の場所に存在するものをいう。

<http://kitabiwako.jp/>

2. バナー広告とは長浜・米原観光情報公式サイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (掲載規格)

第3条 長浜・米原観光情報公式サイトに掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

1. 掲載枠は、縦ピクセル72×横290ピクセルとする。
2. 広告画像の形式はJPGとする。
3. 広告画像のデータ容量は100KB以下とする。

### (掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

### (募集)

第5条 広告の掲載の募集は、随時行うものとする。

1. 月額掲載料は、1枠につき10,000円とする。
2. 掲載にかかるバナー広告作成費、貼付費および削除費等の諸費用は、別途広告主が負担する。
3. 広告を年間（12ヵ月）で掲載する場合、年額掲載料は1枠につき100,000円とする。また、この場合前項に規定する諸経費は、年額掲載料に含まれるものとする。

(掲載内容)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

1. 法令等に違反するもの又はそのおそれがある広告
2. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある広告
3. 政治性または宗教性のある広告
4. 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
5. 社会問題についての意見広告
6. 個人の氏名の名刺広告
7. 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
8. 主として人事募集を目的とする広告
9. 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると委員会が認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

長浜・米原観光情報ホームページ広告掲載申込書

令和 年 月 日

長浜・米原観光情報ホームページ管理運営委員会 会長 あて

申込者 氏名

(団体は名称および代表者の氏名を記入してください。)

長浜・米原観光情報ホームページに広告を掲載したいので、下記の通り申し込みます。申し込みに当たっては、長浜・米原観光情報ホームページ広告掲載要綱の内容を順守します。

記

1. 広告内容

(1) 広告の掲載希望期間 (希望するものに○をつけてください。)

掲載期間：1 カ月・3 カ月・6 カ月・1 年・その他【           】

(2) 掲載開始月

令和 年 月開始

(3) ホームページ広告の内容

(4) リンク先ホームページの内容

(5) URL

2. 連絡先

○住 所：

○担当者名：

○電 話：

○F A X：

○e-mail：

以上